

広島競輪場再整備・運営事業 公募型プロポーザル公募要領

令和3年9月30日

広島市経済観光局競輪事務局

第1 事業の趣旨

本市が、平成30年9月に取りまとめた「今後の競輪事業について」に基づき、老朽化した広島競輪場を自転車によるスポーツやレジャー等のニーズに対応する複合的な施設に再整備し、広く市民に利用され、自転車を活用したスポーツや文化の振興に資する取組を行うとともに、競輪事業の実施を通じて本市財政に一層貢献するため、施設の再整備を含めた包括委託を実施するものであり、資金調達能力や豊富な経営ノウハウなど民間事業者の強みを活かすため、民間事業者から施設の再整備、維持管理及び運営を一体的に行う「広島競輪場再整備・運営事業」の提案を募集して事業予定者を選定する。

第2 事業の概要

1 事業の名称

広島競輪場再整備・運営事業

2 事業方式

本事業の事業者は、「公募型プロポーザル方式」で選定する。

3 基本的事項

本事業は、次の項目によって構成する。

- (1) 施設整備に関する事項
- (2) 事業運営に関する事項
- (3) その他、本事業の実施に必要な事項

4 選定スケジュール

令和3年	9月30日(木)	受付開始
	10月5日(火)	説明会開催
	10月19日(火)	プロポーザル参加資格確認申請書等提出締切
	10月26日(火)	質問書提出締切
	10月29日(金)	財務書類提出締切
	12月21日(火)	応募書類提出締切
令和4年	1月上旬	プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの実施、審査結果通知
	3月	事業予定者と広島競輪場再整備・運営事業に関する基本協定(以下「基本協定」という。)等締結(基本協定等を締結した事業予定者を以下「事業実施者」という。)

5 競輪場の概要 ※別紙1参照

- (1) 所在地 広島市南区宇品海岸三丁目
- (2) 区域面積 67,371.72㎡
(うち国有地45,518.99㎡、市有地21,852.73㎡)

(3) 用途地域 準工業地域及び工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）

(4) 建築面積 19,130.31㎡

6 事業提案に当たっての前提条件

(1) 事業期間

長期的な事業運営を担保することで、民間事業者による優良な投資を積極的に誘導することができるよう、事業期間（基本協定期間）は令和4年度から令和37年度までの34年間を限度とし、この範囲内で事業期間の提案を求めるものとする（なお、設計の期間を1年間、既存施設の解体及び再整備の期間を3年間、再整備後の施設での運営期間を30年間と想定しているが、具体的なスケジュールは事業実施者の提案による。）。

(2) 事業用地

事業対象区域は別紙1のとおりとする。

事業用地（国有地及び市有地）については、本市から事業実施者へ3年間の賃貸借契約（以後3年ごとに、本市と事業実施者双方の合意に基づき更新できるものとする。）による有償貸付とし、別紙1に示す区域における国有地と市有地のそれぞれについての賃貸借を内容とする貸付契約※1、2を、建設工事の着工日までに締結するものとする。なお、国有地部分においては、競輪事業に係るもの※3以外の収益事業を行うことはできないものとする。

※1 本市が国有地を事業実施者に転貸するに当たっては、国の承認を得る必要がある。

※2 貸付料は、国有地部分については、本市と国との貸付契約における貸付料と同額とする（令和3年4月時点における令和3年度、4年度及び5年度の金額は、それぞれ135,044,025円/年、141,796,226円/年、142,902,302円/年であるが、あくまで令和3年4月時点のものであり、今後変更があり得る。また、原則3年ごとに見直しを行う。）。

市有地部分については、広島市財産条例（昭和39（1964）年広島市条例第8号）に基づき算出した額とする（令和3年4月時点における参考金額は、99,751,695円/年であるが、当該金額は、原則3年ごと（令和4年度、7年度、10年度・・・）に直近の固定資産税評価額を基に見直しを行う。）。

※3 国有地での競輪事業に係る実施可能な収益事業の例示は、別紙2のとおり。

第3 施設整備に関する事項

1 基本的な考え方

競輪事業を実施するとともに、子どもから大人まで幅広い市民が、自転車を活用したスポーツやレジャー等を楽しめるような複合的な施設とする。

2 施設整備に関する条件

(1) 既存施設の解体除却工事

事業対象区域内における既存施設（別紙3のとおり。）の解体除却工事については、事業実施者が実施することとし、解体除却工事に要する費用については、令和7年度末までに工事完了する部分に限り、事業実施者の提案による額に基づいて、本市が合理的と認める範囲において、本市が負担する。その負担額の算定に当たり、事業実施者から、解体除却の範囲や積算根拠が分かる見積、設計図書等の資料を本市へ提出することとし、本市において、それら資料を検証して負担額を決定する。ただし、負担上限額は、1,624,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下、消費税及び地方消費税の課税対象となるものは同様とする。）とし、提案額がこれを上回る場合は、提案そのものを無効とし、事業予定者として選定しない。

なお、解体除却工事の工程、作業内容等の詳細については、本市と事業実施者が協議の上決定することとする。

(2) 再整備に係る費用

再整備（ただし、上記(1)を除く。）については、事業実施者の費用負担により行うこととする。

また、再整備した施設の所有権は、事業実施者に帰属し、本市は、その買取などは行わない。

(3) 再整備に係る施設について

ア 事業実施者は、再整備後において、広島競輪場施設・設備の維持管理を行い、これに係る費用及び手数料等一切の経費を負担するものとする。

イ 競輪の用に供する競走場は、自転車競技法（昭和23（1948）年法律第209号）第4条第4項の規定による許可が受けられる位置、構造及び設備の基準を満たすとともに、競輪開催業務を行うに十分なスペースを確保するものとし、主な内容は、次のとおりとする。

なお、既存施設及び設備のうち、耐震基準を満たしていないもの（別紙3参照）を除き、活用可能なものについては、引き続き活用することを妨げるものではないが、令和8年度以降に再整備が必要となった場合は、事業実施者の責任及び負担により、既存施設及び設備の解体除却及び再整備を実施するものとする。

項目	主な内容
競走路	400mバンク
開催本部	開催執務委員長室、競技委員長室、警備本部
審判施設	決勝審判室、審判員控室
選手管理施設	管理事務室、番組編成室、賞金等支給室、自転車検査場、練習用設備、医務室、選手宿舎
車券の発売等の用に供する施設	車券売場
観客の用に供する施設	観覧席、インフォメーションコーナー、救護所、飲食店、売店、駐車場
その他開催に必要な施設	記者室、テレビ実況室、施行者事務室、事業実施者事務室
その他の施設	一般社団法人日本競輪選手会広島支部事務室、来賓室、会議室

ウ 自転車を活用したスポーツやレジャー等が楽しめ、収益確保に資する施設を整備することとする。

(例) BMX 走行コース、キックバイク 走行コース、専門的な自転車を扱うサイクルショップ、来場者の利便に供する付帯施設など

なお、上記の施設に追加して、集客力・収益力の向上に資する付帯的な施設を整備することも提案可能とする。

(4) 工事の施工等について

ア 事業実施者による既存施設の解体除却及び再整備に伴う事業の計画、設計、工事及びそれらに付随する届出、管理等一切の業務は、事業実施者の責任及び負担により行うこととする。ただし、解体除却費用については、第3の2の(1)のとおり本市が負担する。

イ 工事車両の搬入経路を含む全工事区域では、競輪場来場者等に細心の注意を払い、本市の指導の下、適切な措置を講じることとする。

ウ 事業実施者は、既存施設の解体除却及び再整備の実施に際し、近隣住民等に事前に事業の説明を行うなど、地域へ配慮するものとする。なお、近隣住民等からの要請又は本市からの要請などがある場合には、要請内容に応じた近隣住民等に対する説明会等を開催するものとし、当該説明会等の実施に当たっては、必要に応じて本市も協力する。

エ 事業実施者は、施工中に予期せぬ地中障害物が発見された場合、本市と協議の上対応方法を決定することとする。

オ 基本協定締結後、設計及び工事に関して、定期的に本市と事業実施者、その他競輪事業の関係者等にて調整及び連絡を行うための会議等を開催することとする。

3 施設整備に関する要件

(1) 関係法令への適合

再整備する施設は、自転車競技法や建築基準法、広島県福祉のまちづくり条例、広島市景観条例その他関係法令等に適合するものであること。

なお、再整備後の施設は、災害対策基本法に基づく、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所とすることを想定している（事業用地周辺の防災情報については、ひろしま地図ナビ (<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>) の「防災情報」を参照のこと。）。

(2) ユニバーサルデザイン等の配慮

再整備する施設は、ユニバーサルデザインに十分配慮し、施設利用者が安全かつ快適に利用できるものとし、かつ、省エネルギー、ライフサイクルコスト、地球温暖化対策など環境面へも配慮したものとする。

(3) 景観等への配慮

再整備する施設の外観は、地区の特性を生かして魅力と価値を高め、近隣地域に対する景観・環境に配慮するとともに、周囲の景観とも調和したものとし、案内サインや看板等の設置に当たっては、広島市屋外広告物条例(昭和54(1979)年広島市条例第65号)を遵守することとする。

(4) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症拡大防止に努め、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新しい生活様式」並びに競輪関係団体で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部の「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」などに配慮した施設整備を行うこと。

(5) 受動喫煙防止対策

喫煙場所の設置に当たっては、健康増進法に基づき受動喫煙を防止するための対策や標識掲示など必要な措置を講じるとともに、子ども及び従業員等の受動喫煙防止の観点も踏まえ、設置場所や周辺環境に配慮すること。

第4 事業運営に関する事項

1 基本的な考え方

競輪開催業務の実施に当たっては、本市は事業実施者に委託料を支払うものとする。また、再整備後の施設での業務開始後は、本市は、事業実施者が所有する施設の使用に当たり、事業実施者に対して施設使用料を支払うものとする。ただし、事業実施者は施設・設備の維持管理を行い、これに係る費用及び手数料等一切の経費を負担するものとする。

2 事業運営に関する条件

(1) 競輪開催業務

ア 本市は、広島市営競輪の開催（以下「市営開催」という。）及び他の競輪場で開催する競輪の場外車券発売に関する次の(ア)～(ツ)の業務について、包括的に事業実施者に委託（以下「包括委託」という。）するものとする。

- (ア) 競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務
- (イ) 車券発売・払戻に関する業務
- (ウ) 場内の情報提供に関する業務
- (エ) お客様サービス・イベント等の実施に関する業務
- (オ) ギャンブル等依存症対策に関する業務
- (カ) 場内・駐車場・周辺道路の警備及び清掃に関する業務
- (キ) 問合せ・トラブル・苦情等への対応に関する業務
- (ク) 選手宿舍の管理・運営及び医務室の運営に関する業務
- (ケ) 競輪開催に係る施設・設備の管理に関する業務
- (コ) 開催業務以外の業務
- (サ) 市営開催・場外開催に係る他場及び関係機関との契約等に関する業務
- (シ) 広報・宣伝企画に関する業務
- (ス) 各種調査・報告に関する業務
- (セ) その他競輪の実施に関する業務
- (ツ) 本市が行う開催業務及び日常業務等の支援に関する業務

ただし、再整備後の施設での業務開始後については、(ケ)の業務は、第3の2の(3)のAのとおり事業実施者が行う（委託業務には含まない。）。

(ア)～(ツ)の業務の詳細は、広島競輪開催業務一覧表（別紙4）のとおり。

イ 事業実施者が提案したスケジュールに基づく既存施設での業務期間における競輪開催業務については、上記アの内容とし、その委託料の額については、事業実施者が提案した額とする。ただし、上限額は、401,000,000円/年度とし、提案額がこれを上回る場合は、次のウの期間を含め、該当部分の点数を0点とする。

ウ 既存施設の解体及び再整備期間中における競輪開催業務については、事業実施者が提案したスケジュールに基づき、広島競輪場又は他場において上記アの内容（ただし、(ケ)は既存施設の解体スケジュール等によっては除く場合がある。）とし、その委託料の額については、他場借上げによる競輪開催経費の増加分を考慮して、上記イの事業実施者の提案額を基に、本市と事業実施者が協議の上定めることとする。

エ 事業実施者が提案したスケジュールに基づく再整備後の施設での業務開始後における競輪開催業務については、上記アの内容とし、その委託料の額については、1年度当たりの車券売上額に事業実施者の提案に基づいた割合を乗じた額とする。また、事業実施者が所有する施設の使用に当たり、本市が支払う施設使用料の額については、事業実施者が提案した額とする。

オ 包括委託に当たっては、事業実施者の提案に基づき、毎年度241,000,000円以上の収益を本市に対して保証するものとし、各年度の収支が提案のあった収益保証額に満たない場合は、その不足額を事業実施者が補填することとする（提案額が241,000,000円を下回る場合は、提案そのものを無効とし、事業予定者として選定しない。）。

各年度の収支とは、広島市競輪事業特別会計の歳入決算額（命名権に関する収入（施設の再整備後は除く。）、敷地の有効活用に関する収入（事業用地の貸付後は除く。）、前年度繰越金、競輪事業基金利子収入、国有地貸付料及び各年度の競輪開催業務の委託契約（以下「委託契約」という。）において定めた日数を超える市営開催（以下「追加開催」という。）に関する収入（施設の再整備後は除く。）を除く。）から、同特別会計の歳出決算額（大規模な広島競輪場施設整備費（施設の再整備後は除く。）、基金積立金、一般会計繰出金、国有地借上料及び追加開催に関する支出（施設の再整備後は除く。）を除く。）を差し引いた金額（以下「収益保証対象収支」という。）をいう。

なお、不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）その他事業実施者の責に帰すことのできない事由をいう。）又は社会経済情勢に著しい変化等が生じたことにより、収益保証対象収支が、事業者が提案した収益保証額を大幅に下回ることが明らかな場合は、広島市及び事業実施者が協議の上、合理性の認められる範囲で変更することができる。

カ 競輪開催業務の実施に係る従事員等は、事業実施者において確保するものとし、地域における安定した雇用の維持・確保の観点から、令和4年3月31日までを契約期間とする包括委託の受注者が雇用している従事員及び再委託先の従業員等について、施設の解体及び再整備期間中を含め、可能な限り雇用の維持に配慮するものとする。

キ 事業実施者は、毎年度、事業実施計画書を本市へ提出し、承認を得るものとする。

また、年度途中で計画を変更する場合にも同様とする。

事業計画の進捗状況については、四半期毎に本市によるヒアリングを受けるものとし、その際、本市は第三者を同席させて参考意見を求めることができるものとする。

ク 事業実施者は、毎月10日までに前月分の業務報告書を提出するものとする。

ケ 事業実施者は、業務報告書の提出後、本市による履行内容に係る検査を受けなければならない。検査終了後、事業実施者は本市に対して委託料の請求書を提出し、本市は請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- コ 事業実施者は、事業期間中、本市に対し毎年度、事業収支報告書を提出するものとする。
 - サ 事業実施者は、オに基づき、各年度の収支が提案した収益保証額に満たず、その不足額を補填する必要がある場合は、当該年度における3月31日時点での歳入・歳出決算見込額により算出した概算の補填額を本市に支払うものとし、決算確定後、過不足が生じた場合は、翌年度精算するものとする。
 - シ 競輪開催業務の実施に当たっては、自転車競技法、自転車競技法施行規則（平成14（2002）年経済産業省令第97号）のほか、広島市競輪条例、広島市競輪実施規則その他の関係法令を遵守するものとする。
- (2) 自転車を活用したスポーツ振興等に係る事業
- ア 事業実施者は、再整備後の施設において、次のとおりの取組を行うこととする。
 - (ア) 自転車を活用したスポーツやレジャー等が楽しめ、収益確保に資する取組
 - (イ) 自転車を活用した文化の振興に資する取組
 - (ウ) 競輪場施設を有効活用した市民サービス向上に資する取組なお、上記の取組に追加して、集客力・収益力の向上に資する付帯的な取組を行うことも提案可能とする。
ただし、第2の6の(2)のとおり、国有地部分においては、競輪事業に係るもの以外の収益事業を行うことはできないものとする（競輪事業に係る実施可能な収益事業の例示は、別紙2のとおり。）。
 - イ アの事業は、風俗営業、性風俗関連特殊営業その他公の秩序又は善良の風俗に反する目的の事業でないこととし、国有地部分においては、次に掲げる事項を条件として実施するものとする。
 - (ア) 自転車競技法その他関連法令に適合するものであること。
 - (イ) 公益の増進以外を主な目的とするものでないこと。
 - ウ アの事業の実施に当たっては、事前に本市へ事業計画書を提出し、本市の承認を得るものとする。事業計画に変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出し、本市の承認を得るものとする。特に、国有地において実施するものについては、提出された事業計画書又は変更計画書の内容について本市から国へ協議し、国が承認した場合に限り、実施を認めることとする。また、毎年度、本市へ事業実施報告書及び事業収支報告書を提出するものとする。

3 事業運営に関する要件

(1) 委託契約期間

競輪開催業務の内容、同業務委託料及び施設使用料等の詳細は、本市と事業実施者の間で別途締結する委託契約において定めることとし、契約期間は1年間とする（年度ごとに契約を締結する。）。

(2) 競輪場内での車券発売

既存施設の解体及び再整備期間中を含め、当面は競輪場内で現行の方法（マークシート方式）による車券発売も行うこと。

(3) 自転車を活用したスポーツ振興等に係る施設の維持管理等

自転車を活用したスポーツ振興等に係る施設の維持管理及び事業は、事業実施者の負担により行うこと。

(4) ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症対策について、具体的かつ実効性のある提案を行い、それに基づき確実に実施すること。

(5) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症に対する感染症拡大防止に努め、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新しい生活様式」並びに競輪関係団体で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部の「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」などに配慮した運営を行うこと。

(6) 事業の推進に関わる者との連携・協力

事業実施者は、本市のほか、競輪事業関係者や自転車スポーツ関係者、地域住民その他事業の推進に関わる者と連携・協力し、円滑な運営を行うこと。

第5 プロポーザル参加に必要な要件

1 プロポーザル参加者の構成

プロポーザルに参加できる者は、法人又は複数の法人によって構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）とし、個人での参加はできない。

単独法人で参加した場合は、共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体の構成員は複数の共同事業体の構成員になることはできない。

共同事業体で参加する場合は、代表する法人（以下「代表法人」という。）を定めた上で、当該法人が共同事業体を代表して応募手続を行うものとする。

2 プロポーザル参加資格

プロポーザル参加者又は共同事業体の構成員は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22（1947）年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39（1964）年広島市規則第28号）第2条に該当しない者であること。

- (2) 令和4年1月1日時点において、令和2・3・4年広島市競争入札参加資格者名簿の「施設維持管理業務を除く役務」の「広報・宣伝」、「催事・展示」、「建物付属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」若しくは「その他」又は「施設維持管理業務」のいずれかに登録されている者であること。ただし、共同事業体にあつては、構成員のいずれかの法人が当該参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）ではないこと。
- (6) 自転車競技法施行規則第3条第2項各号に該当しない者であること。
- (7) 警備業法（昭和47（1972）年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を都道府県公安委員会から受けている者であること。ただし、共同事業体にあつては、構成員のいずれかの法人が警備業の認定を受けていること。

3 公正な公募の確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22（1947）年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に応募書類を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、事業予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して応募書類を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が不穏な行動をするなど、公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者を排除し、又は公募の執行を延期し、若しくは中止する場合がある。

第6 応募の手続

1 公募要領等の交付

(1) 交付期間

公示日から令和3年10月19日（火）まで

(2) 交付方法

ア 手渡し

期間中、午前9時から午後5時までに広島市経済観光局競輪事務局へ。

〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目6番40号

電話：082-254-5445 FAX：082-251-2382

イ ダウンロード

広島市ホームページからダウンロードして印刷すること。

広島市ホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ下部の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」の「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和4年度 方式・案件名」

2 プロポーザル説明会

- (1) 開催日時 令和3年10月5日(火) 13時30分から
- (2) 開催場所 広島競輪場東スタンド会議室(広島市南区宇品海岸三丁目6番40号)
- (3) 参加人数 1事業者3人まで
- (4) 申込方法 説明会参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、提出すること。

ア 提出先 広島市経済観光局競輪事務局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目6番40号

電話：082-254-5445 FAX：082-251-2382

電子メール：keirin@city.hiroshima.lg.jp

イ 提出方法 郵送、持参、FAX及び電子メールのいずれか

ウ 提出期限 令和3年10月4日(月)午前9時(必着)

3 プロポーザル参加資格確認申請

プロポーザルに参加する者は、参加資格確認申請書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

参加資格確認の結果、適合するとされた事業者がプロポーザルに参加することができる。

(1) 申請方法

次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第2号)

(イ) 事業者情報カード(様式第3号)

(役員名簿(様式自由)を添付すること)

※ 共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

(ウ) 共同事業体構成員表(様式第4号)

(役員名簿(様式自由)を添付すること)

(エ) 委任状(構成員用)(様式第5号)

※ 共同事業体の代表法人以外の全ての構成員について提出すること。

} 共同事業体で参加する場合のみ

(オ) 申請書類の公表に関する意向表明書(兼同意書)(様式第6号)

※ 共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

(カ) 警備業法第4条の規定に基づく警備業の認定を各都道府県公安委員会から受けていることを証する書類の写し

※ 共同事業体にあつては、構成員のうち警備業の認定を受けている法人について提出すること。

(キ) 広島市税の納税証明書（広島市への納税義務がない事業者については、その旨の申立書（様式第7号））

※ 共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

(ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

イ 提出先 広島市経済観光局競輪事務局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目6番40号

電話：082-254-5445

ウ 提出方法 持参、又は配達証明付き書留郵便

エ 提出期限 令和3年10月19日(火)午後5時(必着)

(2) 審査結果

提出された書類により審査し、その結果は申請者に速やかにプロポーザル参加資格確認結果通知書（別紙5）により通知する。

4 公募要領等の内容に関する質問

(1) 質問方法 質問書（様式第8号）に必要事項を記入し、提出すること。

ア 提出先 広島市経済観光局競輪事務局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目6番40号

電話：082-254-5445 FAX：082-251-2382

電子メール：keirin@city.hiroshima.lg.jp

イ 提出方法 郵送、持参、FAX及び電子メールのいずれか

ウ 提出期限 令和3年10月26日(火)午後5時(必着)

(2) 回答

書面によりプロポーザル参加資格を確認した者に直接回答する。

5 財務書類の提出

(1) 提出書類

共同事業体にあつては、全ての構成員について提出すること。

ア 財務書類提出書（様式第9号）

正本(原本)1部

イ 財務書類（以下、参照のこと。）の写し

1部

(ア) 直近の3事業年度における法人税申告書

（税務官署受付印のあるもの。ただし、e-taxの場合は受信通知などが確認できるもの。）

(イ) 直近の事業年度における次のa～hの決算関係書類

a 貸借対照表

b 損益計算書

c 事業報告書

d 株主資本等変動計算書

e 個別注記表

f キャッシュフロー計算書

g 附属明細書

h 会計監査法人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書

なお、財務書類は、事業予定者選定の際の参考とするもので、組織規模等により、作成が義務付けられていない書類は提出不要とする。

また、発行済株式100%を保有する親会社がいる場合は、親会社の書類も提出すること。

(2) 提出先

広島市経済観光局競輪事務局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目6番40号

電話：082-254-5445

(3) 提出方法

持参、又は配達証明付き書留郵便

(4) 提出期限

令和3年10月29日（金）午後5時（必着）

6 応募

(1) 応募方法

次の応募書類に必要事項を記入の上、全て片面印刷で指定した部数及び電子データ（ワード又はエクセル）を格納したCD-R 1部を提出すること。その際、印刷したものについては、各部数とも見出しを付したファイルに綴り、CD-Rについては、見出しを付したラベルを貼付し提出すること。

ア 応募書類及び部数

(ア) 企画提案応募申込書(様式第10号)

正本(原本) 1部

(イ) 企画提案書(表紙及び提案様式第1号から第5-(5)号)

正本(原本)1部、副本(写し)15部

(ウ) プロポーザル参加者の概要等を説明した資料(様式自由)

正本(原本)1部、副本(写し)15部を提案書とは別にすること。

イ 作成に当たっての留意事項

(ア) 提案様式はA4縦とし、様式ごとに2枚以内で作成して要点を分かりやすく記入すること。

また、競輪関係者以外でも理解できるような表現とすること。

なお、補足のための資料添付(A4)は認めるが、そのことをもって提案書への記入を省略することは認めない。

(イ) ページ番号を下部中央に通し番号で記入すること。

(ウ) 応募者の住所、氏名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

なお、応募者の会社パンフレット等の提出があった場合、審査の際には応募者名が判別できないようにして提示する。

(エ) 企画提案書、その他企画提案を説明するために必要な書類(任意)、応募者の概要及び事業内容を証明するために必要な書類(任意)の副本は、住所、氏名、法人のロゴ等を記載せず、応募者が特定できない形で提出すること。

ウ 提出先 広島市経済観光局競輪事務局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目6番40号

電話：082-254-5445

エ 提出方法 持参、又は配達証明付き書留郵便

オ 提出期限 令和3年12月21日(火)午後5時(必着)

(2) 提案に当たっての留意事項

ア 提案は1者1件とすること。

イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、差し替える場合は、書類全てを差し替えること。

ウ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願(様式第11号)」を提出すること。

また、企画提案書を提出した日から事業予定者の選定日(第6の3の(2)の審査結果の通知日)までの間にプロポーザル参加資格を満たさなくなった場合なども「取下願(様式第11号)」を提出すること。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出された書類は、他者に知られることのないよう取り扱うとともに、事業予定者選定以外の目的で使用しない。ただし、プロポーザル参加者の了承を得た場合は、この限りでない。

また、広島市情報公開条例に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

カ 提出された企画提案書等の内容について、問合せを行う場合がある。

(3) 提案の無効

ア プロポーザル参加資格のない者による提案

イ 事業予定者の選定日（第6の3の(2)の審査結果の通知日）までの間にプロポーザル参加資格を満たさなくなった者による提案

ウ 民法（明治29（1896）年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ 提出書類に虚偽の記載がある提案

カ 公募要領の記載内容に反した提案

キ 必要事項の記載がない提案

ク 記載すべき内容とは違うものが記載された提案

ケ 1者が2件以上の提案をしたときは、その者による全ての提案

第7 事業予定者の選定

1 審査

(1) 審査手順

次の(2)の広島市附属機関設置条例に基づき設置された広島市競輪運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、事業予定者選定基準（別紙6）に沿って審査をする。その際、プロポーザル参加者は、運営委員会において、自ら提出した企画提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時、場所等については、プロポーザル参加者に別途連絡（通知）する。

(2) 運営委員会

運営委員会の委員は、次に示すとおりである。

(敬称略)

No.	分野	氏名	役職等
1	公共施策	いとう としやす 伊藤 敏安	広島修道大学国際コミュニティ学部教授
2	経営	いとう まさつぐ 伊藤 雅次	(有)企業実務研究所所長、中小企業診断士、 社会保険労務士
3	スポーツ	かわしま こうじ 川島 宏治	テレビキャスター
4	法律	つくだ さちよ 佃 祐世	弁護士
5	レジャー・観光	つじ たかかず 辻 孝和	(株)たびまちゲート広島 顧問

(3) 事業予定者の選定方法

プロポーザル参加者から提出された企画提案書等について、運営委員会の各委員が事業予定者選定基準(別紙6)の審査項目ごとに付与した点数の平均値の合計を総合得点とし、本市は、総合得点が最も高い者を事業予定者として選定する。ただし、総合得点が配点総計の6割に達していない場合は、この限りでない。

なお、審査項目ごとの平均値を算出する際の有効桁数は小数点第1位までとし、小数点第2位を四捨五入する。

(4) 審査結果の通知

事業予定者の選定結果は、速やかにプロポーザル参加者全員に文書(別紙7)にて通知することとし、電話等による問合せには応じない。また、選定結果は、応募者名や審査結果、審査講評(概要)などと合わせて、本市ホームページで公表する。

2 基本協定等の優先交渉権の決定

事業予定者に選定された者は、本事業の基本協定等の優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により優先交渉権者と協定等を締結できないときは、運営委員会の審査において総合得点が次に高かった者を優先交渉権者とし、以下、総合得点が配点総計の6割に達している者について、同様に取り扱う。

第8 基本協定等の締結

本市と優先交渉権者は、本事業内容について協議を行い、協議成立後、広島競輪場施設の解体除却に係る協定（以下「解体除却に係る協定」という。）の締結について広島市議会の議決を得た上で、随意契約の方法により事業の基本的事項を定めた基本協定、解体除却に係る協定及び令和4年度広島競輪開催業務委託契約を締結する。

第9 その他の事項

1 地域経済への貢献

事業実施者は、本事業の実施に当たり、地元品の使用や市内企業の活用等地域経済の活性化に努めるものとする。

2 リスク分担

本事業における責任及びリスク分担の考え方は、事業実施者が実施する業務については、事業実施者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業実施者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

その他、基本協定書等に示されていない事項については、本市と事業実施者の協議により定めることとするが、事業実施者は、応募に当たり、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこととする。

3 施設の所有権の移転

施設の再整備後、本市の承認を得ることなく、同施設の所有権の移転を行ってはならない。

4 損害賠償責任

事業実施者は、本事業の実施に当たり、事業実施者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、事業実施者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとする。

5 委託の禁止等

事業実施者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

事業実施者は、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事前に本市の承認を得ること。また、本市の承認を得て、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事業実施者の責任において当該委託・下請先に基本協定書、解体除却に係る協定書、委託契約書の規定を遵守させること。

6 事業提案内容の変更

事業実施者が提案した内容については、関係者との協議・調整等により、本市と事業実施者との合意の下で変更する場合がある。

7 事業撤退時等の措置

事業実施者の都合により基本協定に定める事業期間内に競輪開催業務及び自転車を活用したスポーツ振興等に係る事業から撤退する場合は、事業実施者は、事業撤退をしようとする日の1年前までに、撤退理由等を書面にして本市に提出することとする。本市は、事業実施者の撤退理由等を詳細に検討し、本市が認めた場合に限り、撤退を認めるものとする。

また、事業実施者が、自らの都合により基本協定に定める事業期間内に競輪開催業務及び自転車を活用したスポーツ振興等に係る事業から撤退する場合のほか、事業実施者が基本協定に定める当該協定の解除事由に該当し、解除された場合は、事業実施者は、本市に対して違約金（当該事由が発生した前年度の収益保証対象収支又は収益保証額のいずれか大きい額に2を乗じた金額）を支払うとともに、本市が別途選定する事業者が競輪開催業務及び自転車を活用したスポーツ振興等に係る事業を継続できるよう、施設を引き続き使用させ、当該業務等に係る支援を行うものとする。

なお、事業実施者の事業撤退又は本市による基本協定の解除に伴い、競輪開催業務及び自転車を活用したスポーツ振興等に係る事業が継続できなくなった場合は、事業実施者の責任及び費用負担により施設を解体撤去し、事業用地を更地返還すること。

8 プロポーザル関連事項

このプロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

また、企画提案書の作成、その他プロポーザルの参加に要する一切の経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

さらに、運営委員会の委員に対する働きかけは、一切禁止する。

9 契約の締結

解体除却に係る協定、委託契約、国有財産転貸借契約及び市有財産有償貸付契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、①保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、②契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。

第 10 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ
02 公募要領	(http://www.city.hiro
03 (様式第 1 号)説明会参加申込書	shima.lg.jp/)
04 (様式第 2 号)公募型プロポーザル参加資格確認申請書	のトップページ下部の
05 (様式第 3 号)事業者情報カード	「事業者向け情報」→
06 (様式第 4 号)共同事業体構成員表	「入札・契約情報」の「入
07 (様式第 5 号)委任状(構成員用)	札発注情報」→「プロポ
08 (様式第 6 号)申請書類の公表に関する意向表明書(兼同意書)	ーザル・コンペの案件情
09 (様式第 7 号)申立書(広島市税用)	報」→「令和 4 年度 方
10 (様式第 8 号)質問書	式・案件名」へ画面を展
11 (様式第 9 号)財務書類提出書	開し、入札案件の添付資
12 (様式第 10 号)企画提案応募申込書	料からダウンロードす
13 (様式第 11 号)取下願	ること。
14 提案様式(第 1 号から第 5-(5)号)	
15 (別紙 1)事業対象区域	
16 (別紙 2)国有地における競輪事業に係る実施可能な収益事	
業の例示	
17 (別紙 3)広島競輪場施設配置図	
18 (別紙 4)広島競輪開催業務一覧表	
19 (別紙 5)プロポーザル参加資格確認結果通知書	
20 (別紙 6)事業予定者選定基準	
21 (別紙 7)広島競輪場再整備・運営事業公募型プロポーザルに	
係る審査結果について	
22 広島競輪場再整備・運営事業に関する基本協定書(案)	
23 広島競輪場施設の解体除却に係る協定書(案)	
24 令和 4 年度広島競輪開催業務委託契約書(案)	
25 国有財産転貸借契約書(案)	
26 市有財産有償貸付契約書(案)	

第 11 照会窓口(業務担当課)

- 1 名称 広島市経済観光局競輪事務局
- 2 所在地 〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目6番40号
- 3 連絡先 電話：082-254-5445 FAX：082-251-2382
電子メール：keirin@city.hiroshima.lg.jp